

令和6年12月19日15時
労働委員会事務局
担当：富澤
外線：225-1881

不当労働行為事件に係る命令書の交付について
(令和5年(不)第1号事件)

石川県労働委員会(会長 高木利定^{たかぎ としきだ})は、令和6年12月19日、標記事件に係る命令書(一部救済)を当事者に交付したので、お知らせします。当該命令の概要は、次のとおりです。

1 当事者

- (1) 申立人 金沢市駅西本町3丁目13番5号 全国一般石川地方労働組合
(2) 被申立人 金沢市松寺町申100番地 金沢自動車振興株式会社

2 事件の概要

本事件は、金沢自動車振興株式会社(以下「会社」という。)の行った次の行為が労働組合法第7条第1号から第3号に規定する不当労働行為に当たるとして、全国一般石川地方労働組合(以下「組合」という。)から不当労働行為の救済申立てがあったもの

- (1) ユニオンショップ協定の失効を組合に説明なく、一方的に宣言

→ ユニオンショップ協定

雇用される労働者は必ず組合員にするとした労使間の協定。(法律上、労働者の過半数を代表する組合である場合にのみ許される。本件では、会社が組合の過半数割れを主張。)

<不誠実団交・支配介入>

- (2) 組合による新入社員の組合加入活動を妨害 <支配介入>
(3) 労働協約に定めのある採用時に組合へ通知すべき賃金の不開示 <支配介入>
(4) 組合に加入しないことを条件に新入社員を管理職として採用 <黄犬契約>
(5) 従来より36協定を組合代表と締結していたにもかかわらず、締結権を剥奪
<不利益取扱い・支配介入>

3 救済命令の内容

- (1) 組合との間で締結している労働協約の誠実な履行
(2) 従業員の組合加入を妨害するなど、組合の運営・活動への支配介入の禁止
(3) 今後同様の行為を繰り返さない旨の組合への文書交付

4 審査の経過

- (1) 救済申立日 令和5年8月2日
(2) 調査及び審問 調査(証拠や争点の整理)6回、審問(証人等尋問)1回
公益委員会議 合議4回
(3) 命令書交付日 令和6年12月19日

参考：労働組合法

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。(以下略)

<不利益取扱い、黄犬契約>

- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

<団体交渉拒否、不誠実団交>

- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。(以下略)

<支配介入>

- 四 略